

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年7月24日

東京都作業部会確認年月日 2018年7月25日

事業名 選手村内における飲食提供業務委託

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、選手村内で選手等へ飲食を提供する業務を委託する事業。よって、大会に必要な経費として、5/31 の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、選手村内での飲食提供業務を委託する事業であり、大会の成功には必須である。	
	効率性	本事業単独では、認証食材の活用などの後発事象により、V2 精査額を超える規模となったが、飲食提供事業全体として、予算の見直し等を行い、V2 精査額の範囲内としている。 営業日数・営業時間等の委託業務内容の精査などの経費削減を行っており、効率性についても配慮している。	
	納得性	本事業は、複数者の見積もりを徴取し、比較検討の上、発注額を計上している。 さらに、一般競争入札「総合評価方式」により、請負事業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本事業は、選手村の運営の一環として無償で提供する食事費用を計上しており、大会運営に必要な業務であることから、公費負担の対象として適切といえる。</p>	
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。